

(東京高等裁判所経由)

さいたま家裁総第 652 号

(組ろ-02)

平成 31 年 4 月 17 日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

さいたま家庭裁判所長 孝 橋 宏

平成 31 年度裁判官の配置及び裁判事務の分配等に関する定
めについて

(平成 6 年 7 月 22 日付け総一第 182 号に基づく報告)

標記の定めは、別添のとおりです。

平成31年度裁判官の配置及び裁判事務の分配等に関する定め

一部改正

平成31年 1月 7日
平成31年 1月10日
平成31年 1月16日
平成31年 3月14日
平成31年 3月25日
平成31年 4月 1日

さいたま家庭裁判所、同支部及び同出張所における平成31年度の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判事務の代理順序及び開廷日割並びに司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

第1 裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判事務の代理順序及び開廷日割

- 1 さいたま家庭裁判所（本庁）
別紙第1のとおり
- 2 さいたま家庭裁判所越谷支部
別紙第2のとおり
- 3 さいたま家庭裁判所川越支部
別紙第3のとおり
- 4 さいたま家庭裁判所熊谷支部
別紙第4のとおり
- 5 さいたま家庭裁判所秩父支部
別紙第5のとおり
- 6 さいたま家庭裁判所久喜出張所
別紙第6のとおり
- 7 さいたま家庭裁判所飯能出張所
別紙第7のとおり
- 8 その他
 - (1) さいたま家庭裁判所（支部を含む。）に係属している人事訴訟事件中家事調停の対象となりうる事件について、担当裁判官は裁判官の配置及び裁判事務の分配の定めにかかわらず、職権で家事調停に付し、自らこれを処理することができる。
 - (2) 担当裁判官に差し支えのある場合において、前記各代理順序によることができない場合は、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

第2 司法行政事務の代理順序

- 1 所長に差し支えのあるときは、次の裁判官が順次これを代理する。次の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

第1順位 判事 本田 晃

第2順位 判事 鈴木秀行

- 2 支部長に差し支えのあるときは、配置欄に記載されている順序により順次これを代理する。

なお、差し支えのあるときは、その支部の裁判事務を代わって処理する裁判官がこれを代理する。

- 3 出張所の裁判官に差し支えのあるときは、その出張所の裁判事務を代わって処理する裁判官がこれを代理する。

(別紙第1)

さいたま家庭裁判所（本庁）

1 さいたま家庭裁判所本庁に家事部及び少年部を置く。

2 裁判官の配置

所長	判事	孝橋	宏
家事部	判事（総括）	本田	晃
	判事	小林	愛
	判事	三輪	睦
	判事	山田	司
	判事	木田	兼
	判事	鈴嶋	清
	判事	築	志
	判事補（特）	都	謙
	判事補（特）	森	英
	判事補（特）	矢崎	子
少年部	判事（総括）	木	弥
	判事	平野	也
	判事補（特）	鈴木	達
		平	也
		中川	行
		大	之
			夢

3 裁判事務の分配

事務			分配率	担当裁判官
家事事件及び人事訴訟事件				
家事部	合議	合議事件（越谷支部及び久喜出張所の裁判官に対する除斥、忌避申立事件を含む。）		本田 晃 小林 愛 三輪 睦 山田 司 木田 兼 鈴嶋 清 築 謙 都 英 森 文 矢崎 子 木田 弥 平野 也 鈴木 行 中川 之 大 夢
第1係	(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事事件手続法（以下「家事法」という。）別表第1 事件 (成年後見等に関する事件（1項ないし54項），不在者財産管理に関する事件（55項），	4分の1	小林 愛	子

	親権喪失等に関する事件（67項ないし69項），未成年後見等に関する事件（70項ないし83項），被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件（90項），相続財産管理に関する事件（99項ないし101項），遺言書の検認事件（103項），任意後見契約法に関する事件（111項ないし121項），児童福祉法28条事件（127項，128項），同法33条事件（128の2項）及び即日審判事件を除く。）	
b	家事法別表第1事件（不在者財産管理に関する事件（55項））	9分の2
c	家事法別表第1事件（親権喪失等に関する事件（67項ないし69項））	9分の2
d	家事法別表第1事件（相続財産管理に関する事件（99項ないし101項））	9分の2
e	家事法別表第1事件（児童福祉法28条事件（127項，128項））	9分の2
f	家事法別表第1事件（児童福祉法33条事件（128の2項））	9分の2
g	家事法別表第1事件（遺言書の検認事件（103項））	5分の1
h	家事法別表第2事件	55分の12
i	即日審判事件（*）	
(イ)	家事調停事件 (審判前の保全処分を含む。)	
a	家事法別表第2事件	55分の12

	b 家事法277条事件 c その他の事件 (ウ) 人事訴訟の本案係属前の保全 命令事件 (エ) 人事訴訟事件（関連事件を含 む。）並びに民事執行法に定め る訴訟事件及びその執行停止事 件を除くその他の事件	55分の12 58分の12 6分の1 55分の12	
第2係	(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事事件手続法(以下「家事 法」という。)別表第1事件 (成年後見等に関する事件（1 項ないし54項），不在者財產 管理に関する事件（55項）， 親権喪失等に関する事件（67 項ないし69項），未成年後見 等に関する事件（70項ないし 83項），被後見人等死亡後の相 続財產管理に関する事件（90 項），相続財產管理に関する事 件（99項ないし101項）， 遺言書の検認事件（103項）， 任意後見契約法に関する事件 (111項ないし121項)， 児童福祉法28条事件（127 項，128項），同法33条事 件（128の2項）及び即日 審判事件を除く。) b 家事法別表第1事件（不在者 財產管理に関する事件（55 項）） c 家事法別表第1事件（親権喪 失等に関する事件（67項ない し69項）） d 家事法別表第1事件（相続財	4分の1 9分の2 9分の2 9分の2	鈴木清志

	<p>産管理に関する事件（99項 ないし101項））</p> <p>e 家事法別表第1事件（児童福祉法28条事件（127項, 128項））</p> <p>f 家事法別表第1事件（児童福祉法33条事件（128の2項））</p> <p>g 家事法別表第1事件（遺言書の検認事件（103項））</p> <p>h 家事法別表第2事件</p> <p>i 即日審判事件（*）</p> <p>(イ) 家事調停事件 (審判前の保全処分を含む。)</p> <p>a 家事法別表第2事件</p> <p>b 家事法277条事件</p> <p>c その他の事件</p> <p>(ウ) 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件</p> <p>(エ) 人事訴訟事件（関連事件を含む。）並びに民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件を除くその他の事件</p>	9分の2 9分の2 5分の1 55分の12 55分の12 55分の12 58分の12 6分の1 55分の12	
第3係	<p>(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。)</p> <p>a 家事事件手続法（以下「家事法」という。）別表第1事件 (成年後見等に関する事件（1項ないし54項）, 不在者財産管理に関する事件（55項）, 親権喪失等に関する事件（67項ないし69項）, 未成年後見等に関する事件（70項ないし83項）, 被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件（90項）, 相続財産管理に関する事</p>	4分の1	森文弥

	件（99項ないし101項）, 遺言書の検認事件（103項）, 任意後見契約法に関する事件（111項ないし121項）, 児童福祉法28条事件（127項, 128項）, 同法33条事件（128の2項）及び即日審判事件を除く。）	
b	家事法別表第1事件（不在者財産管理に関する事件（55項））	9分の2
c	家事法別表第1事件（親権喪失等に関する事件（67項ないし69項））	9分の2
d	家事法別表第1事件（相続財産管理に関する事件（99項ないし101項））	9分の2
e	家事法別表第1事件（児童福祉法28条事件（127項, 128項））	9分の2
f	家事法別表第1事件（児童福祉法33条事件（128の2項））	9分の2
g	家事法別表第1事件（遺言書の検認事件（103項））	5分の1
h	家事法別表第2事件	55分の12
i	即日審判事件（*）	
(イ)	家事調停事件 (審判前の保全処分を含む。)	
a	家事法別表第2事件	55分の12
b	家事法277条事件	55分の12
c	その他の事件	58分の12
(ウ)	人事訴訟の本案係属前の保全命令事件	6分の1
(エ)	人事訴訟事件（関連事件を含む。）並びに民事執行法に定め	55分の12

	る訴訟事件及びその執行停止事件を除くその他の事件		
第4係	家事調停事件 家事法別表第2事件及び同法277条事件を除くその他の事件	58分の3	孝橋宏
第5係	(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事法別表第1事件 成年後見等に関する事件（1項ないし54項），未成年後見等に関する事件（70項ないし83項），任意後見契約法に関する事件（111項ないし121項） b 家事法別表第1事件（上記aの担当事件にかかる被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件（90項）） (イ) 人事訴訟事件 a 本案事件 b 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件 c 本案係属後の担当事件にかかる保全命令事件 d 保全異議，保全取消事件 e 訴え提起前の証拠収集処分，証拠保全事件 f 共助事件 (ウ) 民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件	10分の3 15分の6 6分の1 2分の1 2分の1 15分の6 15分の6	都築玲子
第6係	(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事法別表第1事件 成年後見等に関する事件（1項ないし54項），未成年後見等に関する事件（70項ないし83項）	10分の3	三輪睦

	<p>3項), 任意後見契約法に関する事件(111項ないし121項)</p> <p>b 家事法別表第1事件(上記aの担当事件にかかる被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件(90項))</p> <p>(イ) 人事訴訟事件</p> <p>a 本案事件</p> <p>b 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件</p> <p>c 本案係属後の担当事件にかかる保全命令事件</p> <p>d 保全異議, 保全取消事件</p> <p>e 訴え提起前の証拠収集処分, 証拠保全事件</p> <p>f 共助事件</p> <p>(ウ) 民事執行法に定める訴訟事件 及びその執行停止事件</p>	15分の4 6分の1 2分の1 2分の1 15分の4 15分の4	
第7係	<p>(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。)</p> <p>a 家事法別表第1事件(不在者財産管理に関する事件(55項))</p> <p>b 家事法別表第1事件(親権喪失等に関する事件(67項ないし69項))</p> <p>c 家事法別表第1事件(相続財産管理に関する事件(99項ないし101項))</p> <p>d 家事法別表第1事件 成年後見等に関する事件(1項ないし54項), 未成年後見等に関する事件(70項ないし83項), 任意後見契約法に関する事件(111項ないし121</p>	9分の1 9分の1 9分の1 10分の2	本田 晃

	<p>項)</p> <p>e 家事法別表第1事件（上記dの担当事件にかかる被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件（90項））</p> <p>f 家事法別表第1事件（児童福祉法28条事件（127項，128項））</p> <p>g 家事法別表第1事件（児童福祉法33条事件（128の2項））</p> <p>h 家事法別表第2事件</p> <p>(イ) 家事調停事件 (審判前の保全処分を含む。)</p> <p>a 家事法別表第2事件</p> <p>b 家事法277条事件</p> <p>c その他の事件</p> <p>(ウ) 人事訴訟事件（関連事件を含む。）並びに民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件を除くその他の事件</p>	9分の1	
第8係	<p>(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。)</p> <p>a 家事事件手続法(以下「家事法」という。)別表第1事件 (成年後見等に関する事件（1項ないし54項），不在者財産管理に関する事件（55項），親権喪失等に関する事件（67項ないし69項），未成年後見等に関する事件(70項ないし83項)，被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件（90項），相続財産管理に関する事件（99項ないし101項），遺言書の検認事件(103項)，</p>	4分の1	中嶋謙英

	任意後見契約法に関する事件 (111項ないし121項), 児童福祉法28条事件(127 項, 128項), 同法33条事 件(128の2項)及び即日 審判事件を除く。)	
b	家事法別表第1事件(不在者 財産管理に関する事件(55 項))	9分の2
c	家事法別表第1事件(親権喪 失等に関する事件(67項ない し69項))	9分の2
d	家事法別表第1事件(相続財 産管理に関する事件(99項 ないし101項))	9分の2
e	家事法別表第1事件(児童福 祉法28条事件(127項, 1 28項))	9分の2
f	家事法別表第1事件(児童福 祉法33条事件(128の2 項))	9分の2
g	家事法別表第1事件(遺言書 の検認事件(103項))	5分の1
h	家事法別表第2事件	55分の12
i	即日審判事件(*)	
(イ)	家事調停事件 (審判前の保全処分を含む。)	
a	家事法別表第2事件	55分の12
b	家事法277条事件	55分の12
c	その他の事件	58分の12
(ウ)	人事訴訟の本案係属前の保全 命令事件	6分の1
(エ)	人事訴訟事件(関連事件を含 む。)並びに民事執行法に定め る訴訟事件及びその執行停止事 件を除くその他の事件	55分の12

第9係	(ア) 人事訴訟事件 a 本案事件 b 本案係属後の担当事件にかかる保全命令事件 c 共助事件 (イ) 民事執行法に定める訴訟事件 及びその執行停止事件	15分の5 15分の5 15分の5	平野貴之
第10係	(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事法別表第1事件 成年後見等に関する事件（1項ないし54項），未成年後見等に関する事件（70項ないし83項），任意後見契約法に関する事件（111項ないし121項） b 家事法別表第1事件（上記aの担当事件にかかる被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件（90項）） c 家事法別表第1事件（遺言書の検認事件（103項）） d 家事法別表第2事件 e 即日審判事件（*） (イ) 家事調停事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事法別表第2事件 b 家事法277条事件 c その他の事件 (ウ) 人事訴訟事件（関連事件を含む。）並びに民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件を除くその他の事件	10分の2 5分の1 55分の4 55分の4 55分の4 55分の4	山田兼司
少年事件			
少年部	合議	合議事件	鈴木秀行 平野貴之

			中川 大夢
第1係	<p>ア 一般保護事件及び道路交通法違反等保護事件</p> <p>(ア) 身柄事件</p> <p>(イ) 在宅事件</p> <p>　　a 受理後1か月以内に成人に達する事件（以下「年迫事件」という。）</p> <p>　　b 簡易送致事件</p> <p>　　c 年迫事件及び簡易送致事件を除く、その他の事件</p> <p>イ 強制的措置許可申請事件</p> <p>ウ 準少年保護事件</p> <p>エ その他の事件</p>	<p>2分の1</p> <p>2分の1</p> <p>2分の1</p> <p>27分の10</p> <p>2分の1</p> <p>5分の2</p> <p>3分の1</p>	中川 大夢
第2係	<p>ア 一般保護事件及び道路交通法違反等保護事件</p> <p>(ア) 身柄事件</p> <p>(イ) 在宅事件</p> <p>　　a 年迫事件</p> <p>　　b 簡易送致事件</p> <p>　　c 年迫事件及び簡易送致事件を除く、その他の事件</p> <p>イ 強制的措置許可申請事件</p> <p>ウ 準少年保護事件</p> <p>エ その他の事件</p>	<p>2分の1</p> <p>2分の1</p> <p>27分の7</p> <p>2分の1</p> <p>5分の2</p> <p>3分の1</p>	鈴木秀行
第3係	<p>ア 一般保護事件及び道路交通法違反等保護事件</p> <p>(ア) 身柄事件</p> <p>(イ) 在宅事件</p> <p>　　a 年迫事件</p> <p>　　b 簡易送致事件</p> <p>　　c 年迫事件及び簡易送致事件を除く、その他の事件</p> <p>イ 強制的措置許可申請事件</p> <p>ウ 準少年保護事件</p> <p>エ その他の事件</p>	<p>2分の1</p> <p>27分の10</p> <p>5分の1</p> <p>3分の1</p>	平野貴之
観護措置			

少年部に配置の裁判官が協議により定める順序で担当する。

- * 即日審判事件は、子の氏の変更許可申立事件（家事法別表第1事件60項）とする。
- * 道路交通法違反等保護事件は、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を指す。
- ア 担当裁判官に対する事件の配付は、上記の比率に従い受理の順序による。
ただし、現に係属中の前件がある事件を受理したときは、これを前件を担当する裁判官に配付する。
- イ 差戻事件は、アの担当裁判官に対する事件の配付の比率に従い、原裁判をした裁判官以外の裁判官に配付する。
- ウ 再審事件は、原裁判をした合議体又は係に配付する。
- エ 執務時間外における、令状事件及び急を要する少年事件（いざれも川越支部並びに原則として1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの期間の熊谷支部の事件を含む。ただし、異議申立事件を除く。）は、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、所長を除く全裁判官及びさいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する者（越谷支部及び川越支部の裁判官を含む。）がこれを担当する。
- オ 担当裁判官に対する事件の配付順序は上記を原則とするほか、裁判官の協議により変更することができる。

4 裁判事務の代理順序等

ア 合議体

合議体の構成員に差し支えがあり合議体を構成することができないときは、他の部の裁判官の協議により定める裁判官がこれを代理する。

なお、差し支えのあるときは、さいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する裁判官のうち所長の指名する裁判官がこれを代理する。

イ 単独体

担当裁判官に差し支えのあるときは、その部の他の裁判官の協議により定める裁判官がこれを代理する。

なお、差し支えのあるときは、他の部の裁判官の協議により定める裁判官がこれを代理し、これによることができないときは、さいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する裁判官のうち所長の指名する裁判官がこれを代理する。

また、係属中の事件については、事務分配の変更が生じた場合でも、その部の裁判官の協議により、変更前の担当裁判官が引き続きその事件を担当することができる。

5 開廷日割

	月	火	水	木	金
孝橋				家事調停	
本田			家事調停	家事調停	家事審判
小林	家事調停		家事調停	家事審判	家事調停 (渡邊調停官)
三輪		人事訴訟	人事訴訟	人事訴訟	
山田	家事調停	家事調停	家事審判		
鈴木 (清)	家事調停 (高倉調停官)	家事調停	家事審判		家事調停
中嶋	家事調停	家事審判	家事調停	家事調停 (石井調停官)	
都築		人事訴訟		人事訴訟	人事訴訟
森	家事審判	家事調停 (森田調停官)	家事調停	家事調停	
鈴木 (秀)	少年審判		少年審判	少年審判	
平野	少年審判	人事訴訟	少年審判	人事訴訟	少年審判
中川		少年審判		少年審判	少年審判

(別紙第2)

さいたま家庭裁判所越谷支部

1 裁判官の配置

判 事 (支部長)	八 木 貴美子
判 事	内 堀 宏 達
判 事	小 林 邦 夫
判 事	杉 田 薫
判 事	大 野 博 隆
判 事	肥 田 薫
判 事	笹 井 三 佳
判 事	高 嶋 由 子
判事補 (特)	鬼 丸 のぞみ
判事補 (特)	八 卷 牧 子

2 裁判事務の分配

事 務	分配率	担当裁判官
人事訴訟事件		
(ア) 訴訟事件、再審事件、提訴前の証拠収集処分		小 林 邦 夫
(イ) 証拠保全事件		小 林 邦 夫
(ウ) 保全命令事件 (オ)の事件を除く。), 担保取消事件 (本案係属前) この表による (本案係属後) 本案担当裁判官に分配する		内 堀 宏 達 小 林 邦 夫 高 嶋 由 子 鬼 丸 のぞみ
(エ) 保全異議、保全取消事件 (原決定発令裁判官を除く)		内 堀 宏 達 小 林 邦 夫 高 嶋 由 子 鬼 丸 のぞみ
(オ) 保全命令事件 (要審尋事件に限る。)	4分の1 4分の1 4分の1 4分の1	内 堀 宏 達 小 林 邦 夫 高 嶋 由 子 鬼 丸 のぞみ
家事事件		

<p>(カ) 審判事件</p> <p>a 家事事件手続法別表第1事件のうち成年後見に関する事件（ただし、2項ないし16項） 保佐に関する事件（ただし、18項ないし35項） 補助に関する事件（ただし、37項ないし54項） 未成年後見に関する事件（ただし、71項ないし83項） 遺言書の検認事件（103項） 任意後見契約法に関する事件（ただし、112項ないし121項）</p> <p>b 家事法別表第2事件のうち 子の監護に関する処分（3項） 遺産の分割に関する事件（12項ないし14項）</p> <p>c a, bを除く家事法別表第1及び第2事件</p>	2分の1 2分の1	八木貴美子 大野博隆
	2分の1 2分の1	八木貴美子 大野博隆
		大野博隆
	2分の1 2分の1	八木貴美子 大野博隆

執行事件及びその他の事件		
(ク) 執行文付与、同異議、請求異議、第三者異議事件及び各異議の執行停止事件		小林邦夫
(ケ) 代替執行、間接強制事件		大野博隆
(コ) その他の事件（人事訴訟事件、家事事件のその他の事件も含む。）		大野博隆

ア 担当裁判官に対する事件の配布は、上記の比率に従い受理の順序による。

ただし、家事事件のうち、調停不成立により審判に移行した事件及び審判を調停に付した事件は、従前の事件を担当した裁判官の担当とする。

イ (ウ)の事件は、受理した日の当番の裁判官に配布する。

ウ (エ)の事件は、(ウ)又は(オ)の保全命令を発した裁判官に配布する。

エ 差戻事件は、アに従い原裁判をした裁判官以外の裁判官に配布する。

3 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、越谷支部の他の裁判

官が越谷支部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理によることができないとき又は困難であるときは、所長の定めるところにより、さいたま家庭裁判所（本庁）の裁判官（所長を除く。）が代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
八木	家事調停	家事調停		家事審判	家事調停
小林			人事訴訟		
大野	家事調停	家事調停	家事審判		家事調停

(別紙第3)

さいたま家庭裁判所川越支部

1 裁判官の配置

判 事 (支部長)	阪 本 勝
判 事	齋 藤 憲 次
判 事	畠 山 新
判 事	植 村 幹 男
判 事	高 宮 園 美
判 事	田 原 美奈子
判 事	森 刚
判 事	荒 井 章 光
判 事	岸 野 康 隆
判 事	成 瀬 ひろみ
判事補	須 藤 奈 未
判事補	田 屋 茂 樹

2 裁判事務の分配

事 務	分配率	担当裁判官
人事訴訟事件（これに付隨する事件を含む。）		
(ア) 訴訟事件及びこれに付隨する事件 ((イ)の事件を除く。)	2分の1 2分の1	畠 山 新 成 瀬 ひろみ
(イ) 提訴前の証拠収集処分, 証拠保全事件, 保全命令事件, 保全異議, その他の事件		阪 本 勝 畠 山 新 荒 井 章 光 成 瀬 ひろみ 須 藤 奈 未
家事事件（保全及び執行事件を含む。）		
(ア) 審判事件		
a 家事法別表第1の財産管理事件		阪 本 勝
b 家事法別表第1の後見等開始, 任意後見監督人選任, 後見等監督処分事件	7分の2 7分の1 7分の3 7分の1	阪 本 勝 畠 山 新 荒 井 章 光 成 瀬 ひろみ
c 家事法別表第1の遺言書検認事件		成 瀬 ひろみ
d 家事法別表第1のその他の事件	3分の1 3分の1	阪 本 勝 畠 山 新

		3分の1	成瀬 ひろみ
e 家事法別表第2の事件		4分の1 4分の1 4分の1 4分の1	阪本 勝 畠山 新 荒井 章光 成瀬 ひろみ
(イ) 調停事件 (調停から移行した審判事件を含む。)		4分の1 4分の1 4分の1 4分の1	阪本 勝 畠山 新 荒井 章光 成瀬 ひろみ
(ウ) その他の事件			阪本 勝 畠山 新 荒井 章光 成瀬 ひろみ
少年事件			
(ア) 身柄事件 (在宅事件として受理し, その後の身柄事件となった事件を除 <。)	10分の2 10分の3 10分の5	植村 幹男 岸野 康隆 須藤 奈未	
(イ) 在宅事件	10分の1 10分の1 10分の8	植村 幹男 岸野 康隆 須藤 奈未	
(ウ) 自動車運転過失致死傷, 危険運転致 死傷, 交通事故にかかる(重)過失 致死傷, 自動車の運転により人を死 傷させる行為等の処罰に関する法律 違反, 道路運送車両法違反, 自動車 損害賠償保障法違反, 道路交通法違 反, 自動車の保管場所の確保等に關 する法律違反及び窃盜各保護事件に かかる集団審判事件	2分の1 2分の1	岸野 康隆 須藤 奈未	
(エ) 未特例判事補担当事件のうち少年 法20条事件		植村 幹男	
(オ) その他の事件 (観護措置を含む。)		阪本 勝 齋藤 憲次 畠山 新男 植村 幹男 高宮 園美	

			原 美奈子 田 剌 森 光 荒 章 岸 隆 成 康 須 ひろみ 田 奈 屋 未 藤 樹 茂
合議事件			
(ア) 家事事件（飯能出張所の裁判官に対する除斥及び忌避申立事件を含む。 ）及び訴訟事件			阪 本 勝 島 山 新 荒 井 光 成 章 ひろみ 須 藤 奈 未
(イ) 少年事件			阪 本 勝 島 山 新 植 村 男 荒 井 光 岸 野 隆 成 章 ひろみ 須 藤 奈 未
(ウ) その他の事件			阪 本 勝 齋 藤 次 島 山 新 植 村 男 高 宮 美 田 原 奈子 森 井 刚 荒 宮 剌 岸 野 光 成 章 隆 須 藤 ひろみ 田 崎 奈 未 屋 茂 樹

ア 担当裁判官に対する事件の配布は、上記の比率に従い受理の順序による。
 調停不成立により審判に移行した事件及び審判を調停に付した事件は、従前の事件を担当した裁判官の担当とする。
 複数の担当裁判官が定められ、分配率の定めがない事件の分配は、担当裁判

官の協議により定める。

イ 差戻事件は、アに従い原裁判をした裁判官以外の裁判官に配布する。

ウ 執務時間外における、令状事件及び急を要する少年事件については、別紙第1の3のエによる。

3 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、川越支部の他の裁判官が川越支部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理によることができないとき又は困難であるときは、所長の定めるところにより、さいたま家庭裁判所（本庁）の裁判官（所長を除く。）が代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
阪本	家事審判		家事調停		家事調停
畠山	家事調停	家事調停		家事審判	人事訴訟
植村				少年審判	
荒井	家事調停		家事調停	家事審判	
岸野	少年審判	少年審判		少年審判	
成瀬	家事審判	家事調停	人事訴訟		家事調停
須藤	少年審判	少年審判		少年審判	少年審判

(別紙第4)

さいたま家庭裁判所熊谷支部

1 裁判官の配置

判 事 (支部長)	成 川 洋 司
判 事	山 口 信 恭
判 事	外 山 勝 浩
判 事	茂 木 典 子
判 事	岡 田 龍 太 郎
判 事	宇 野 遥 子
判 事	中 保 秀 隆
判事補	木 村 洋 一

2 裁判事務の分配

事 務	分配率	担当裁判官
人事訴訟事件 (保全, 執行及びその他の事件を含む。)	3分の2 3分の1	山 口 信 恭 外 山 勝 浩
家事事件 (保全, 執行及びその他の事件を含む。)		
(ア) 審判事件		
a 家事法別表第1事件	4分の1 4分の1 2分の1	成 川 洋 司 茂 木 典 子 中 保 秀 隆
b 家事法別表第2事件	4分の1 4分の1 2分の1	成 川 洋 司 茂 木 典 子 中 保 秀 隆
(イ) 調停事件 (調停から移行した審判事件を含む。)	4分の1 4分の1 4分の1 4分の1	成 川 洋 司 山 口 信 恭 茂 木 典 子 中 保 秀 隆
(ウ) その他の事件		成 川 洋 司 山 口 信 恭 中 保 秀 隆
少年事件		
(ア) 身柄事件 (在宅事件として受理し, その後身柄事件となった事件を含む。)	4分の1 4分の1 2分の1	成 川 洋 司 山 口 信 恭 木 村 洋 一
(イ) 在宅事件のうち一般保護事件 (簡易送致事件及び自動車の運転により人を死	4分の1 4分の1	成 川 洋 司 山 口 信 恭

傷させる行為等の処罰に関する法律違反保護事件を除く。)	2分の1	木村洋一
(ウ) 在宅事件のうち簡易送致事件	4分の1 4分の1 2分の1	成川洋司 山口信恭 木村洋一
(エ) 在宅事件のうち自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反保護事件及び道路交通法違反保護事件		木村洋一
(オ) 身柄・在宅事件のうち、被害者等傍聴対象事件	4分の1 4分の1 2分の1	成川洋司 山口信恭 木村洋一
(カ) 未特例判事補担当の事件のうち少年法20条事件		山口信恭
(キ) その他の事件		成川洋司 山口信恭 木村洋一
(ク) 観護措置		山口信恭 木村洋一

合議事件

(ア) 家事事件（秩父支部の裁判官に対する除斥及び忌避申立事件を含む。）及び人事訴訟事件		成川洋司 山口信恭 外山勝浩子 茂木典子 岡田龍太郎 宇野遙子 中保秀隆 木村洋一
(イ) 少年事件		成川洋司 山口信恭 外山勝浩子 茂木典子 岡田龍太郎 宇野遙子 中保秀隆 木村洋一

(ウ) 異議申立事件	成川洋司 山口信恭 外山勝浩 茂木典子 岡田龍太郎 宇野遙子 中保秀隆 木村洋一
------------	---

- ア 担当裁判官に対する事件の配付は、上記の比率に従い受理の順序による。
 調停不成立により審判に移行した事件及び審判を調停に付した事件は、従前の事件を担当した裁判官の担当とする。
- イ 差戻事件は、アに従い原裁判をした裁判官以外の裁判官に配付する。
- ウ 家事事件中(ウ)の事件、少年事件中(キ)の事件は、「担当裁判官」欄に掲げる裁判官の協議により担当裁判官を定める。
- エ 少年事件中(ク)事件について、担当裁判官に差し支えのあるときは、判事成川洋司が担当する。
- オ 勤務時間外における、令状事件及び急を要する少年事件は、原則として1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの期間以外の日について毎月あらかじめ支部長が定める当番表により、熊谷支部の全裁判官がこれを担当する。前記年末年始の期間における前記事件については、別紙第1の3のエによる。

3 裁判官の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、熊谷支部の他の裁判官が熊谷支部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理によることができないとき又は困難であるときは、所長の定めるところにより、さいたま家庭裁判所（本庁）の裁判官（所長を除く。）が代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
成川	家事審判			家事調停	少年審判
山口			少年審判 家事審判	人事訴訟	家事調停
外山		人事訴訟			
茂木	家事調停		家事審判		
中保		家事調停	家事審判		
木村		集団審判 (第3週)	少年審判		少年審判

(別紙第5)

さいたま家庭裁判所秩父支部

1 裁判官の配置

判 事 (支部長)

岡 田 龍太郎

2 裁判事務の分配

事 務	分配率	担当裁判官
人事訴訟事件（本案、保全及びその他の事件を含む。）		岡 田 龍太郎
家事事件		岡 田 龍太郎

差戻事件は、担当裁判官が原裁判をした裁判官であるときは、さいたま家庭裁判所熊谷支部に回付する。

3 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、さいたま家庭裁判所熊谷支部の支部長の定めるところにより、同支部の裁判官が代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
岡田			人事訴訟 家事事件		人事訴訟 家事事件

(別紙第6)

さいたま家庭裁判所久喜出張所

1 裁判官の配置

判事	三輪 瞳 (填補)
判事	山田 兼 司 (填補)

2 裁判事務の分配

事務	担当裁判官
1 家事法別表第1事件 成年後見等に関する事件（1項ないし54項），未成年後見等に関する事件（70項ないし83項），任意後見契約法に関する事件（111項ないし121項），相続の承認及び放棄事件（89項ないし95項（ただし90項のうち被相続人が被後見人，被保佐人及び被補助人でないものを除く））	三輪 瞳
2 1を除く家事事件	山田 兼 司

差戻事件は、担当裁判官が原裁判をした裁判官であるときは、さいたま家庭裁判所（本庁）に回付する。

3 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、所長の定めるところにより、さいたま家庭裁判所（本庁）の裁判官（所長を除く。）が代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
三輪	家事事件				
山田				家事事件	家事事件

月曜日が祝日・祭日となった場合は事前に調整を行い、別途填補日を確保することとする。

(別紙第7)

さいたま家庭裁判所飯能出張所

1 裁判官の配置

判 事 荒 井 章 光 (填補)

2 裁判事務の分配

事 務	担当裁判官
家事事件	荒 井 章 光

差戻事件は、担当裁判官が原裁判をした裁判官であるときは、さいたま家庭裁判所川越支部に回付する。

3 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、川越支部の他の裁判官が川越支部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理によることができないとき又は困難であるときは、所長の定めるところにより、さいたま家庭裁判所（本庁）の裁判官（所長を除く。）が代理する。

4 開廷日割

	月	火	水	木	金
荒井		家事事件			家事事件